

太田市 簡易専用水道 の手引き

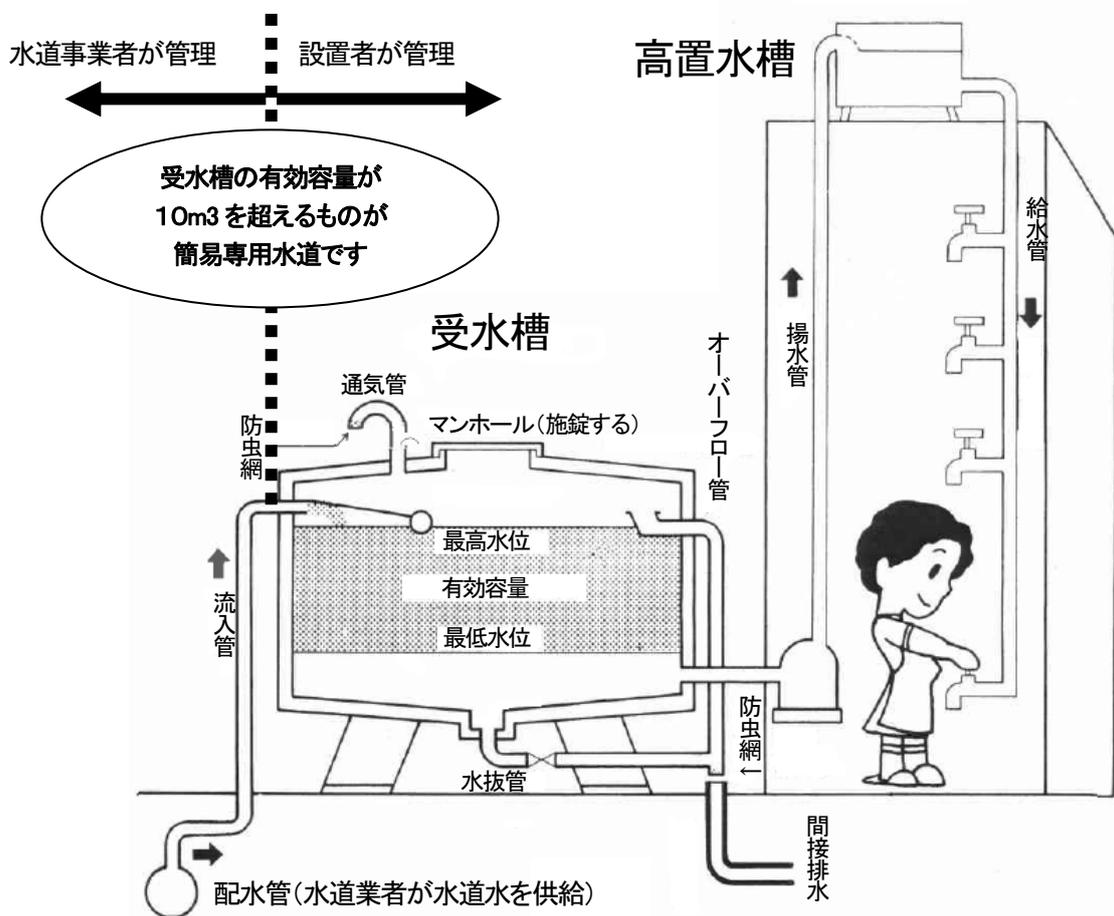
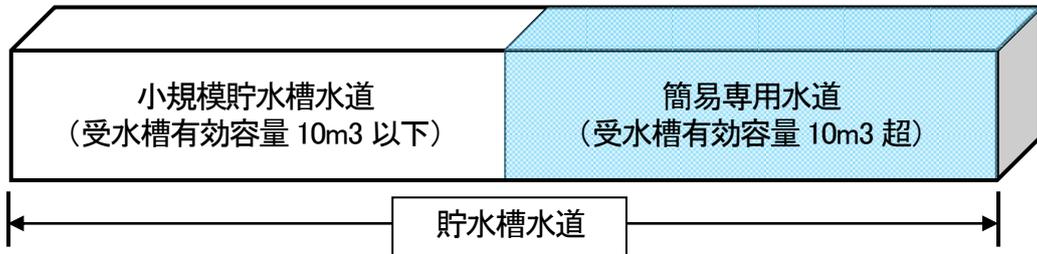
【 問い合わせ先 】
太田市役所 環境政策課

電話 : 0276-47-1893

FAX : 0276-47-1881

1. 簡易専用水道とは

水道事業者から供給を受ける水のみが水源であり、マンションや大型店舗など、受水槽を経由して建物に水道水を供給する施設(貯水槽水道)のうち、受水槽の有効容量の合計が10m³以上のものが簡易専用水道に該当します。



※ 有効容量：受水槽で適正に利用されることが可能な容量。水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水量。受水槽が複数ある場合はその合計とし、直接水道水を受けない高置水槽等の容量は含まれません。

2. 簡易専用水道の維持・管理義務

簡易専用水道の利用者は、水道事業によって供給される水(水質基準に適合した清浄なもの)を直接飲用等に使用するのではなく、一旦貯水槽に受けた後、当該簡易専用水道の施設を経て給水される水を使用するため、水道の管理が適正に行われない場合には、給水される水の水質が水質基準に適合しないものとなるおそれがあります。そのため、簡易専用水道設置者は、その維持・管理にあたり下記の義務があります。

- ① 設置、変更、休廃止の届出(太田市簡易専用水道指導要綱第2条)
- ② 水道の管理(水道法第34条の2第1項)
- ③ 定期検査(水道法第34条の2第2項)

① 設置、変更、休廃止の届出

簡易専用水道を設置、変更、休廃止した者は、速やかに、市長へ届ける必要があります。

届出事項	提出書類
簡易専用水道を設置した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易専用水道設置届 (太田市簡易専用水道指導要綱【様式第1号】) ・ 建物および給水系統の概略図
届け出た事項を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易専用水道変更届 (太田市簡易専用水道指導要綱【様式第2号】)
簡易専用水道を休止または廃止した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易専用水道休廃止届 (太田市簡易専用水道指導要綱【様式第3号】)

② 水道の管理

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省で定める管理基準に従い、その水道を管理しなければいけません。

管理基準	内容
ア) 水槽の定期清掃	1年以内ごとに1回、定期に実施すること (1年を上回ってはならない)
イ) 水槽・施設の点検等 汚染防止のため必要な措置	点検内容： 貯水槽等の周囲の状態、亀裂、漏水箇所の有無、内部の状態、マンホールの状態、オーバーフロー管、通気管、水抜管の状態等についての検査を含むもの 必要な措置： 施設の補修、誤接合の防止等
ウ) 水質の確認および 異常時の水質検査	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他、異常を認めたときは検査を実施すること
エ) 給水の緊急停止・ 関係者への周知	供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること

ア) 水槽の定期清掃

清掃の目的と意義は、貯水槽水道の水を安全で衛生的な状態で常に供給できるように、槽内の沈殿物質、浮遊物質、壁面付着物の除去と消毒等を行い、水道法に定められた水質基準に適合した水と同等の飲料水を供給することです。1年以内に1回、定期に実施しなければいけません。

◆ 清掃作業実施前の注意点

槽清掃時には、大半の場合、一時的にせよ断水を要求されます。水が生活にとって必需である以上、断水する場合は作業時間をできるだけ短くすることが望ましいと言えます。作業実施計画の策定にあたっては、事前準備や実施時の注意事項(断水時間等)を明記して、作業実施の際に不測の事態を生じないように配慮しなければなりません。

特に、緊急時の連絡先、連絡方法については、十分な打ち合わせをしておく必要があります。

◆ 清掃作業実施後の注意点

作業完了時に作成される報告書には、清掃工程表、事前調査及び点検・清掃結果が詳細に記載されていますので、その内容を確認してください。

なお、厚生労働省告示第119号(平成15年3月25日付)では、貯水槽の清掃の方法を次のように定めています。

- A. 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- B. 貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合には、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- C. 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- D. 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について調査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

	項目	基準
1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素0.2mg/l以上、結合残留塩素1.5mg/l以上
2	色度	5度以下
3	濁度	2度以下
4	臭気	異常でないこと
5	味	異常でないこと

イ) 水槽・施設の点検等汚染防止のため必要な措置

受水槽方式による給水の水質事故の原因としては、受水槽や高置水槽の内部の汚れ、マンホールその他からの汚水・雨水・異物の侵入、あるいは給水用配管その他給水器具の腐食等施設の管理が十分でないために生じた事例が多数見受けられます。これらの水質事故を未然に防止するためには、給水設備の定期的な点検、整備等が必要です。

簡易専用水道における汚染防止のための点検は、次の要領で実施されます。

- A. 水槽の点検(受水槽、高置水槽)
 - ・ 水槽にヒビ割れがないか
 - ・ 外部からの汚水等に汚染されていないか
 - ・ マンホールを開けて、水槽内に異物の混入はないか
- B. その他の衛生管理
 - ・ 受水槽周辺の整理、整頓は完全か
 - ・ 水槽マンホールの破損はないか、防水、防錆は完全か
 - ・ オーバーフロー管、通気管の防虫網は完全か
- C. A,Bについて定期的に点検し、その結果を記録として残す。

ウ) 水質の確認および異常時の水質検査

簡易専用水道の設置者は、水道事業者から供給される水を利用するため、色・濁り・臭い・味について日常的に検査をし、異常が認められた場合には、水道水質基準のうち必要なものについて検査を行うこととされています。(残留塩素の検査は7日以内に1回、定期に実施しましょう)

日常の水質検査は、一般に次の方法で行います。

- A. 給水システムの末端給水栓において透明なガラスコップに水を採ります。
- B. コップの背景に黒色の紙等を用いて目視により濁りの有無を観察します。
- C. 白色の紙等を用いてBと同様に色の有無を観察します。
- D. 水を口に含み味や臭いの有無を確認します(塩素臭は除く)。
- E. 検査の結果は帳簿に記録し保存します。

次頁の表に給水の水質変化とその原因の代表的なものを示します。

エ) 給水の緊急停止・関係者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

水質の変化に係る原因と対策(代表的なもの)

水の着色	白い	コップに汲んで静置したとき	下層から澄んでくる	<p>空気の混入(気泡) →問題ない。</p> <p>亜鉛メッキ銅管(最近では布設されていない)からの亜鉛の溶出(金属臭を伴う場合がある)が考えられる → 飲用しても健康に影響を及ぼすことはないが、暫く流して水が澄んできたら飲用等に使用するとよい。抜本的には布設替え。</p>
	赤い			<p>水道管に発生した鉄さび(金属臭を伴う) → 飲用しても健康に影響を及ぼすことはないが、暫く流して水が澄んできたら飲用等に使用するとよい。長時間続く等抜本的には布設が替え。</p>
	黒い			<p>①魔法瓶の内面が黒くなる場合、湯沸器からの銅の溶出が考えられる → 暫く流してから使用するか、水道水を直接沸かすと良い。</p> <p>②アルミ製の鍋ややかんが黒くなる場合、アルミの腐食を防ぐアルマイトが損傷していることが考えられる → 鍋等をたわしで強くこすったり、酸性又はアルカリ性が強い食品(酢の物、こんにゃく等)を入れたままにしない。</p> <p>③ほ乳瓶に使用するゴム製乳首が黒くなる場合、湯沸器からの銅の溶出又はゴム自身の劣化が考えられる → 銅の溶出の場合は①を参照</p> <p>※ 他、水切りかご、風呂場のタイルなどが黒く(又は桃色、紫色)なるのは、細菌やカビの繁殖が考えられる</p>
	青い			<p>①浴槽などの場合は、光の散乱が考えられる → 問題ない。</p> <p>②タオル等の着色の場合は、湯沸器からの銅の溶出が考えられる → 暫く流してから使用するとよい。なお、銅は、石鹼や湯垢と反応して水に溶けない青色化合物を生成するのでこの場合は、石鹼等が残らないようこまめに洗浄することが必要。</p>
異 臭	塗料臭 薬品臭 油 臭			<p>最近、水道管の取り替えや塗装をした場合には、接着剤や塗装の乾燥が不十分であったことが考えられる → 施工業者等に相談する(油臭については、揚水ポンプの機械油の混入も考えられる)。</p>
	し尿臭			<p>地下式あるいは半地下式の受水槽のヒビ割れや、誤接合(クロスコネクション)によって、給水中に汚水が流入しているおそれがある → 至急、清掃業者、検査機関等に相談する。</p>
	かび臭 生臭い			<p>水道水源に由来する場合のほか、貯水槽に藻類が繁殖している場合等が考えられる → 貯水槽を点検する(特に原水水質が良好な地域や高度浄水処理を導入している地域の場合は貯水槽が原因である可能性が高いと考えられます)。</p>
異 物	生 物			<p>マンホールがずれている、又はオーバーフロー管や通気管の防虫網が破れている等が考えられる → 至急、貯水槽を点検する、又は清掃業者、検査機関等に相談する。</p>
	固形物			<p>管内塗装の剥離、水道事業者による配管工事等に伴う土砂の流入、パッキン等のゴムの劣化などが考えられる → 至急、水道事業者等に相談する。</p> <p>※ 鍋底、蛇口の周り、加湿器の吹き出し口等の白いものは水道水中のミネラル分(カルシウム等)に起因することが考えられる。</p>

③ 定期検査

簡易専用水道の管理については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けたものの検査を定期(1年に1回)に受けなければいけません。

この検査は、設置者自らがその管理の適否について、専門的な知識を有する検査機関の検査を受けることにより、供給される水の衛生的な確保の実効を高めるために行うものです。

簡易専用水道の検査は、当該施設の設置場所において次のような検査を行います。

1. 水槽等、施設の外観検査

水槽等に有害物、汚染等衛生上有害なものが混入するおそれの有無の検査

水槽およびその周辺の清潔の保持についての検査

水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査等

2. 給水栓における水質の検査

色・濁り・臭気・味等の検査や残留塩素の測定

〔 水質検査の推奨9項目：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度 〕

3. 書類検査

簡易専用水道の設備の配置及び系統図面、受水槽周囲の構造物の配置図面、水槽の清掃の記録、その他の管理についての記録の整備保存状況のチェック

**受水槽以下の給水施設から供給される飲料水が、汚染することが
ないように、適正な維持管理が行われるようお願い致します。**

※ 小規模貯水槽水道の設置者についても、簡易専用水道に準じ、管理基準の遵守をお願いします。

太田市簡易専用水道指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の適正な管理を保持することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置届等)

第2条 簡易専用水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、簡易専用水道設置届（様式第1号）により、速やかに、市長へ届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、簡易専用水道変更届（様式第2号）により、速やかに、市長へ届け出るものとする。

3 設置者は、簡易専用水道を休止又は廃止したときは、簡易専用水道休廃止届（様式第3号）により、速やかに、市長へ届け出るものとする。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、簡易専用水道に関する法令及び例規を遵守することにより、衛生的で安全な水の供給に努めるものとする。

(水道事業者との連携)

第4条 市長は、簡易専用水道の管理等について水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）と連携協力し、簡易専用水道の管理水準の向上を図る措置を講ずるものとする。

(登録検査機関との連携)

第5条 市長は、簡易専用水道の管理水準向上のために必要と認めるときは、登録検査機関（法第34条の2第2項に規定する登録検査機関をいう。）に対して必要な情報の提供を求めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。



簡易専用水道設置届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住所

届出者

氏名

印

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり簡易専用水道を設置しましたので、太田市簡易専用水道指導要綱第2条第1項の規定により届け出ます。

建物の名称	〇〇会社△△ビル		
建物の所在地	太田市△△町×××-□		
管理者名及び連絡先 ※設置者と異なる場合	氏名又は名称 (電話)		
用途		延べ面積	m ²
利用者数		受水する水道事業者名	ほとんどが「太田市上下水道局」
ビル管理法適用の有無	有 ・ 無	受水槽の使用開始年月日	年 月 日
施設概要	受水槽	設置場所	1 建物の外 2 建物の中 3 その他 ()
		位置	1 地上式 2 地下式 3 その他 ()
		材質	
		有効容量	m ³
	高置水槽	設置場所	1 建物の外 2 建物の中 3 その他 ()
		位置	1 建物の屋上 2 その他 ()
		材質	
		有効容量	m ³
その他水槽	地下:	地上:	
滅菌器(二次滅菌)の有無	有 ・ 無	滅菌の方法	

※ 建物及び給水配管の平面略図を添付すること。その他水槽も有効容量を記入すること。

**簡易専用水道に該当するその他水槽。
設置場所、有効容量等を記入。**



簡易専用水道変更届

年 月 日

(宛先) 太田市長

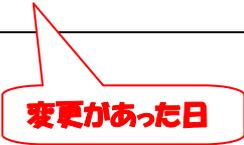
住所
届出者
氏名 ⑩

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

簡易専用水道を次のとおり変更しましたので、太田市簡易専用水道指導要綱第2条第2項の規定により届け出ます。

簡易専用水道の名称		〇〇会社△△ビル（設置届に記載した建物の名称）
変更事項	変更前	変更事項を記入
	変更後	
変更理由		変更理由を記入
変更年月日		年 月 日





簡易専用水道休廃止届

年 月 日

（宛先） 太田市長

住所
届出者
氏名 ⑩
（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電話番号

どちらかに○印

簡易専用水道の施設を次のとおり 休止・廃止 しましたので、太田市簡易専用水道指導要綱第2条第3項の規定により届け出ます。

簡易専用水道の名称	〇〇会社△△ビル（設置届に記載した建物の名称）
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止した年月日	年 月 日
休止又は廃止の理由	廃止した日